

2年毎の国の発注機関への指名願の定期受付のパスワード申請が11/1から始まります！
当事務所では毎週金曜日の朝9時～にミーティングを行います。ご連絡は10時以降に。



「労務管理に関する調査の実施について」との通知が労基署から事業主宛に届く事があります。「労務管理」が「労働条件等」になっている労基署もありますが内容は同じです。労基法等の労働関係法令を遵守しているかの調査で、出頭期日の3～4週間前に郵送されます。違反があると「是正勧告書」が交付され「所定期日までに是正しないと…送検手続きをとる…」とありますから穏やかではありません。

「労務管理に関する調査の実施について」との

通知が労基署から事業主宛に届く事があります。「労務管理」が「労働条件等」になっている労基署もありますが内容は同じです。労基法等の労働関係法令を遵守して

3社に2社 労基調査 労働時間 法令違反! 36協定...

いるかの調査で、出頭期日の3～4週間前に郵送されます。違反があると「是正勧告書」が交付され「所定期日までに是正しないと…送検手続きをとる…」とありますから穏やかではありません。

よく指摘されるのは①労働時間の把握と割増賃金②労働条件の明示(雇入れ通知書の交付)③年1回の健診④就業規則や安全衛生規則で調査対象の2/3の事業所で違反があるといえます。労基法の法定労働時間は1日8時間・週40時間ですが、昔の週48時間と誤解している事業所もあり監督官に違反を指摘される事も…。労基法102条は「監督官はこの法律違反の罪について…司法警察官の職務を行う」と定めていますから軽視はできません。

働時間は1日8時間・週40時間ですが、昔の週48時間

と誤解している事業所もあり監督官に違反を指摘される事も…。労基法102条は「監督官はこの法律違反の罪について…司法警察官の職務を行う」と定めていますから軽視はできません。



「国交省は一括下請けに該当しない“実質的関与”

を元請・下請の各々が明確に判断できる基準を策定した…」との情報が経営分析機関から届きました。24年前、当時の建設省が「一括下請の禁止について」と題する通知を全国の建設業団体に出し、建設業法22条に定めた「丸投げ禁止」を徹底する事で発注者(施主)の信頼に応える建設業の構造改善を推進しようとしたが、Q&Aの中で「元請が工事全体に“実質的な関与”をしておけば丸投げにならな

丸投回避『実質関与』に新基準・下請にも! 施工計画

い」としていた事が曖昧で判断に困る…との批判がありました。今回の基準は元請・下請が果たす役割を夫々6項目に整理していますが、目新しいのは「施工計画書」(元請)「施工要領書」(下請)という「施工計画の作成」です。いわば新しいチェックリストの活用で「実質的に施工に携わらない」業者を排除しようという厳しい内容。下請業者にとっては事務負担が増える恐れが出てきます。



経審・県入札の説明会が建設業法の解説も兼ねてあります。日程は土木事務所毎に今月の…
12国東・豊後高田/13中津・宇佐/14別府/17臼杵・佐伯/18大分/19豊後大野・竹田/20玖珠・日田
◎「住宅かし担保履行法」による最近6ヵ月間に引き渡した新築住宅の届出は10/21までです。